

(案)

令和5年8月〇日

地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会決定

地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、地方独立行政法人知多半島総合医療評価委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、記者席及び一般席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴整理簿（様式第1号）に必要事項を記入することにより、一般席で傍聴することができる。

2 報道関係者は、記者傍聴整理簿（様式第2号）に必要事項を記入することにより、記者席で傍聴することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) その他円滑な議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、委員会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第6条 傍聴人は、委員会において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、委員会を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年8月〇日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

令和 年度 地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会

(令和 年 月 日開催 第 回会議)

傍聴整理簿

番号	氏名	住所	電話番号
1			
2			
3			

様式第2号（第3条関係）

令和 年度 地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会

（令和 年 月 日開催 第 回会議）

記者傍聴整理簿

番号	氏名	報道機関名	電話番号
1			
2			
3			